

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次の通り公告する。

当プロポーザルに参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい

令和 7 年（2025 年） 7 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 調達に付する事項

(1) 委託業務名

令和 7 年度「ひたちなか地区留保地利用計画」の改訂調査業務

(2) 委託業務の内容

令和 7 年度「ひたちなか地区留保地利用計画」の改訂調査業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日 から 令和 8 年（2026 年） 3 月 9 日まで

(4) 見積限度額

3,993,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

※ なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める。）。

2 資格要件

(1) 国税又は地方税を滞納していない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録がなされていること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する者でないこと。

(6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

(7) 過去に同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

（プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。）

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

業務内容	①提案内容の的確性 ②提案内容の独創性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積額の妥当性
業務の実施体制	⑥実施体制の適切性
会社の業務実績	⑦同種又は類似業務の実績

4 手続等に関する事項

(1) 担当部局 茨城県政策企画部地域振興課 県央地域担当兼ひたちなか整備室

(担当：山崎)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 県庁 10 階北側

電 話 029(301)2778

F A X 029(301)2789

E-mail chikei8@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

公告の日から令和 7 年（2025 年）7 月 16 日（水）までの 9 時から 17 時（12 時から 13 時までを除く。）まで

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

イ 交付場所

上記(1)の担当部局に同じ

ウ 交付方法

上記(1)において直接交付する又は茨城県入札情報サービスシステムからダウンロードする。

なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局に事前に連絡すること。

(3) 質問の受付

別に定める説明書による

(4) 提出書類及び提出方法等

ア 提出書類及び提出部数

送付の場合

(ア) 企画提案提出書（様式 1 号）

1 部

(イ) 資格要件に係る申立書（様式 2 号）

1 部

(ウ) 企画提案書（任意様式）

5 部

仕様書の内容を踏まえ、下記の内容を盛り込むこと。

・仕様書「4 業務内容」に関する具体的な企画案

・業務実施体制、作業工程

・企画競争参加者の同種又は類似業務の実績

・企画競争参加者の概要等

企画競争参加者の概要（資本金、従業員数、業種、主な業務内容等）

担当者名及び連絡先

(エ) 見積書（任意様式）

1 部

イ 提出期限 令和 7 年（2025 年）7 月 23 日（水）17 時必着

ウ 提出方法 電子メール又は送付（送付記録が残るもの）に限る。なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

エ 提出先 上記(1)の担当部局に同じ

5 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（茨城県規則第 15 号）第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。